

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件
- 三六〇
- 県営土地改良事業計画を定めた件
- 三六〇
- 林業種苗法により生産事業者の登録をした件
- 三六〇
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件
- 三六〇
- 保安林の指定を解除する旨通知があった件
- 三六〇
- 保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
- 三六二
- 随意契約の相手方を決定した件
- 三六二

告示

福島県告示第五百五十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年八月十八日救急病院として認定した。

令和八年八月二十五日

名称	所在地	福島県知事	内堀雅雄
社団医療法人養生会かしま病院	いわき市鹿島町下蔵持字中沢	認定有効期限	令和十一年八月一七日
	目二二番地の一		

（地域医療課）

福島県告示第五百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平沢地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を

行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和八年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
- 令和八年八月二十六日から
- 令和八年九月十四日まで
- （二十日間）
- 同 縦覧の場所
- 会津若松市役所
- その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第五百六十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、登録をした生産事業者は次のとおりである。

令和八年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地	登録年月日
福島県五 八四	株式会社ハヤト種 苗 大沼郡三島町大字 早戸字湯ノ平九二 四番地	幼苗の育成、幼 苗以外の苗木の 育成	株式会社ハヤト 種苗 大沼郡三島町大 字早戸字湯ノ平 九二四番地	令和八年七月 二二日

（森林整備課）

福島県告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二十四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び
いわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次
のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡古殿町大字山上字古殿四八の一、四八の四、四八の五、四九、五〇、五六
保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐に係る伐採種は、定めない。
（2）主伐として伐採をすることができ立木は、古殿町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡古殿町大字松川字古内一三八の二から一三八の一二まで、一三九の二、一
五八の五
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐に係る伐採種は、定めない。
（2）主伐として伐採をすることができ立木は、古殿町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により、保安林
の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明
であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を飯舘村役場の掲示場に掲
示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐久間善十郎 佐久間馨 佐藤作兵エ 佐藤斉 佐藤近 青田正壽 大森富造 中
井田忠 仲苗右馬治
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林に指定したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 保安林の所在場所、指定の目的及び保安林に係る指定施業要件については、保安
林の指定をする件（令和八年農林水産省告示第九百九十号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第170号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県電子納付システム調達業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年8月25日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県電子納付システム調達業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局出納総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年6月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 随意契約に係る契約金額
54,409,520円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（出納総務課）